

第3回宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談

平成26年6月16日(月)

事務局：定刻より少し前ですが、開始させていただきます。

加美町長：今までテレビカメラは頭撮りだけでしたが、これは3市町だけでなく、県が日ごろおっしゃっているように、35市町村、全県民の問題です。皆さんに議論がなかなか見えないので、ぜひ今日の会談に当たっては、頭撮りだけでなく、全ての話し合いの内容の次第をテレビ映像というか、撮影の許可を頂いて、みんなで自分たちの問題として考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ぜひお願いします。

井上副大臣：突然のご提案なものですから。

加美町長：これまでも提案していました。

井上副大臣：受け止めさせていただいて、次回以降考えさせてください。

加美町長：前回も前々回もこのことを伝えてあります。これは3市町だけの問題ではありません。全県民にこの問題を理解していただきたい。そのためには制限をせずに、全て取材を許す。テレビ、そしてカメラを許す。カメラはこの前お話ししたら、答弁に集中ができないという回答を頂きました。そうであるなら、フラッシュも音も出ないので、せめてテレビの撮影だけでもぜひ許可を頂きたい。その中で議論をさせていただきたい。副大臣よろしくお願いします。

井上副大臣：ご趣旨は分かりますし、気持ち的には可能だと思いますが、この会議の運営に当たりましては、いろいろ事前に調整した上でやっておりますので、こちらの提案なかなか難しいので、できましたら次回以降考えさせていただくということで。

加美町長：実際、この廃棄物処分場の具体的なお話もされるようですから、まさにこれは全県民が知るべきだろう、考えるべきだろうと思って、私は提案したいと思います。

井上副大臣：受け止めさせていただいて、次回以降検討させてもらいたいと思います。

事務局：それではあらためて、これから第3回宮城県指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談を開催します。本日、事務局を務めさせていただく環境省廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チームの高澤です。よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、井上環境副大臣よりごあいさつを申し上げます。

井上副大臣：環境副大臣の井上信治です。本日は、佐藤市長、浅野町長、猪股町長、また村井知事をはじめとして皆さま方、大変お忙しい中、指定廃棄物処分場の詳細調査候補地に係る関係者会談にご出席いただきまして、感謝申し上げます。

また、13日から今朝にかけて、3つの詳細調査候補地、現地視察をさせていただき、また、ご同行いただきましたことを重ねて感謝申し上げます。そして、現地視察において、具体的に深山嶽の候補地の視察においては、岩手・宮城内陸地震に伴う地滑りや崩壊が候補地内では起きていないものの、周辺地域で起きている状況など、現場でご説明いただき、地滑りや崩壊などについて、ご心配されている背景について理解を深めることができたと感じております。

また、下原の候補地の視察においては、候補地から演習場の方向や距離等、あるいは練習の情報についてもご説明を頂き、ご心配の歴史的背景などについても現場でお伺いできました。また植生、河川や水源、遺跡などへの影響に対するご懸念についても伺うことができ、非常に有意義であったと思っています。

また、田代岳の候補地においては、地盤のもろさに対するご懸念、あるいは面積や傾斜についての考え方への疑問、また、本日は、それほど強くはありませんでしたが、強風に対するご心配などについて町長から説明を頂き、現場を見ることができ、理解を深めることができました。

このように、今回の施設において、市長、町長の皆さまのご懸念事項について、現地を見ることで、どのような問題意識を持たれているのか理解することができ、非常に有意義であったと考えております。この場を借りて、あらためて深く感謝申し上げます。

一方で、候補地の詳細な地質、地盤性状などの詳細なデータなどの確認は、現時点では十分でないとの認識であり、地元から示されているご懸念事項にお答えするためにも、ポ

ーリング調査などの詳細調査の必要性をあらためて感じたところです。

また、本日の会議においては、前回頂いたご意見、ご質問について環境省から回答させていただき、意見交換をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局：続いて、村井宮城県知事からご挨拶をお願いします。

村井知事：本日は、3回目の会議を開催していただきまして、誠にありがとうございます。特に、井上副大臣、浮島政務官におかれましては、国会開会中の本当にお忙しい中、頻りに宮城県に入らせていただき、心より感謝を申し上げる次第です。

私も副大臣、政務官と一緒に、3カ所、現地を視察させていただきました。3人の市長さん、町長さんにおかれましては、お忙しい中、現場を詳細に説明していただき、私からも御礼を申し上げる次第です。

お話を聞いていて、それぞれの首長さんのおっしゃることはもっともだと思ふ部分が多々ありました。また、それぞれの地域の住民の皆さんが大変心配しておられる様子もよく分かりました。しかしながら、県内にいつまでも指定廃棄物を分散させておくわけにはいかないという事情がありますので、一步でも半歩でも前に進めるように、私としては努力をしていきたいと思っております。みんなで足並みをそろえて前に進んでいくことが極めて重要です。今日も限られた時間ではありますが、建設的な意見交換になることを期待しております。よろしくお願い申し上げます。

事務局：本日のご出席者については、資料に出席者名簿を付けておりますので、恐縮ですが、そちらでご確認をお願いいたします。

次に、配布資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の議事次第に配布資料の一覧を付けております。議事次第の後ろに出席者名簿、その後ろに会議の座席表が付いております。資料1が広報について、資料2が詳細調査の現地視察についてということで、栗原市と大和町のものです。加美町については、本日ということで、資料が間に合っておりません。続いて、資料3-1、3-2、3-3は、それぞれの市町から頂いたご指摘についてということです。

また、お手元に環境省で作成しているカラーのパンフレットと、本日の朝刊に載せてお

ります新聞広報の写しを付けております。本日の資料については以上です。

ここで会議の終了時間についてお知らせです。現在、国会が開催中ということもあり、可能であれば、本日は12時までには終了させていただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、本日の会議はマスコミも同席可能としておりますが、カメラの撮影については、これまでとさせていただきますので、ご退室をお願いいたします。本日も、円滑な進行にご協力いただきますようお願いいたします。

これからの議事進行は、浮島政務官が務めさせていただきます。

それでは、浮島政務官よろしく申し上げます。

浮島政務官：それでは、本日の会談の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の進め方としては、議事次第にある議題1、報告事項として、「指定廃棄物の処理に関する広報について」および、この3日間行いました「詳細調査の候補地の現地視察について」のご報告をさせていただきたいと思います。その後、議題2「第2回関係者会談においていただいたご指摘について」に関して、まずは環境省からご説明をさせていただき、そして、ご出席の3市町長の皆さまから順番にコメントを頂き、それぞれのコメントに対して環境省からご回答させていただきたいと思います。その後、さらに意見交換を行う流れとしたいと考えておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず議題1として、指定廃棄物の処理に関する広報について、および詳細調査の候補地の現地視察についてのご報告をさせていただきたいと思います。

梶原部長：それでは、資料1と2を使ってご報告をさせていただきます。まず、資料1をご覧ください。前回の関係者会談において村井知事から広報の強化についてご意見を賜りました。これまでの実施状況と今後の計画についてご説明を申し上げたいと思います。

まず、これまでの取組ということですが、環境省のホームページは、震災以降、指定廃棄物のサイトがありましたが、昨年9月にリニューアルを行いまして、指定廃棄物の処理情報サイトというページを作っております。さらに、その中には各県の取組ということで、宮城県における取組状況を紹介するページも作っております。

また、下にありますが、今日お手元に配布させていただいておりますように、指定廃棄物について、例えば指定廃棄物とは何か、あるいは指定廃棄物全体の処理の流れ、そして収集・運搬について、そして減容化について、埋め立ての処分施設について、また、モニタリングについてというように、テーマごとに分かりやすい形でのパンフレットを作成させていただいております。

ページをおめくりいただいて、新聞広報を通じたPRということですが、これまで宮城県においては、計6回の広報をやらせていただいております。直近の本日の広報については、お手元にあります。

おめくりいただいて4ページをご覧ください。当然ながら、安全性の確保という観点においては、施設の建設前後において、どのような放射線量になるのかというところが重要な広報というか、ご安心いただくための材料であると考えています。従って、そのような空間線量や地下水の水質などについて、施設の設置の前後において比較できるような資料も今後整備していく予定です。

5ページ目は、今後の進め方についてです。新聞を通じた広報については、これまで6回やっていますが、これまで以上に指定廃棄物に係る取組について県民の方々の関心に沿った情報発信を行っていきけるよう、広報を行っていく予定です。

また、新聞広報に加えて、新たな広報としてテレビの広報番組ということで、これはそれぞれ短いスポット的なものになっていくのだと思いますが、そのようなものも検討させていただいて、例えば放射線の基礎知識、あるいは指定廃棄物の基礎知識等についてお知らせしていきたいと考えています。そして、改めて指定廃棄物の安全な取り扱いと処分方法をご理解いただきたいと考えています。

また、環境省のホームページについても、そのコンテンツの充実を図っていきたいと考えております。

資料2をご覧ください。これについては、週末から今日の朝にかけて、3カ所の詳細調査候補地の視察をさせていただきました。資料2の1枚目は、金曜日に視察を行った深山嶽です。村井知事の立ち会いの下、佐藤市長から、また、東北学院大学の宮城先生から現状についてご説明を頂きました。

裏をご覧ください。土曜日に同じく村井知事に立ち会いをしていただいた上で、浅野町長から自衛隊演習の状況、あるいは植生、地盤、河川、水源、アクセス道路、そして遺跡等についてご説明を頂きました。先ほど副大臣からご挨拶がありましたが、今朝、加美町

で村井知事の立ち会いの下、町長にいろいろと見せていただきました。これらの結果、およびこれらに対して、私ども環境省がご指摘いただいたことに関してどのように考えているかということについては、次回のこの5者会談でしっかりとご報告させていただきたいと思っています。本日、資料になっていないことについてはご容赦いただきたいと思えます。

浮島政務官：それでは、次に議題2の「第2回関係者会談においていただいたご指摘について」に関して、環境省からご説明をさせていただきたいと思えます。その後、ご出席の3市町長の皆さまから順番にコメントを頂き、それぞれのコメントに対して、環境省からご回答させていただきます。その後さらに意見交換を行いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

梶原部長：資料3-1～3-3を使って、前回頂いた主なご指摘に対する考え方をご説明申し上げたいと思えます。

まず、3-1をご覧ください。佐藤市長から、岩手・宮城内陸地震による大きな被害を受けている地域であり、最新の科学的な知見を踏まえておらず、候補地としては不適切ではないかというご意見を賜っております。これについては、市町村長会議で確定した候補地の選定方法に従って、正確かつ確実に選定作業を行い、その結果として、今回の3カ所の詳細調査の候補地をお示ししました。詳細調査の実施に際して、これまで市町からのご指摘事項を含めて、具体的な調査に生かしていきたいと考えております。また、その中で、いろいろな知見を教えていただきました。新たな知見も教えていただきましたので、そのようなものについても、ご提供いただき、評価の中に加えていきたいと考えております。

資料3-2をご覧ください。大和町から頂いたものです。めくっていただいて、緩衝地帯を使用することについて、防衛省に対してどのように照会して、どのような回答があったのかということです。前回の回答の作成に当たって、環境省と防衛省の本省間でやり取りを行って、平成26年6月4日に防衛省から前回お示ししたとおりの回答を頂きました。これは役所対役所という形で責任を持っていただいた回答であると考えております。

ページをめくっていただいて、市町村長会議で決定した選定手法については、尊重しなければならないが、新たにさまざまな課題が出てきたので、今後の進め方については、現状を踏まえたやり方の検討が必要ではないかというご意見を賜りました。今回の候補地の

選定については、市町村長会議においてご了解いただいた方法に基づいて詳細調査候補地を提示したものです。今後の手続きということになったとき、さらにさまざまなご意見、あるいはご指摘について生かしていきたいと考えています。

3ページをご覧ください。これは詳細調査候補地の評価方法について、特に希少動植物の生息等について、自然度に関わりがあるものとして取りまとめて評価をしていると前回回答させていただきました。それに対して、まとまった評価になっていないのではないかなというご指摘です。希少動植物の生息については、見直し前の手法ですが、その段階において、植生自然度の指標を9または10というところではそのようなものがあるのではないかなという形で評価をさせていただきました。見直し後については、有識者会議等による検討、または市町村長会議における議論を経て、現在の選定方法を確定しておりますが、安心の観点からの評価のうち、適正評価と総合評価においては、植生自然度を評価基準の一つとしており、この希少動植物の生息という観点も、その中に含まれていると考えております。

次のページの4番です。現地確認については11月に実施されていますが、現地での確認が不適切だったのではないだろうかというご指摘、特に植生自然度の評価については、例えば冬になってきて、木、草があまりなかったのではないかなというご指摘があります。これについては、植生自然度図を参考に11月の現地確認を行っており、例えば植林であるか、あるいは草原であるかなどの自然度の判定に必要な情報を得て、評価を行いました。

次のページは、水源との距離についてということで、嘉太神ダムには触れていますが、花川水系には触れられていないのではないかと。また、現時点において他の市町へのあらためての説明は考えていないということだが、そのような対応で本当にいいのだろうかというご指摘を賜りました。下原の候補地と水源との近接状況については、最も近接している農業用水の取水地点ということで、2.4キロメートルを評価対象としています。花川水系においても下流の色麻町、あるいは演習場の水道用水の取水地点がありますが、これについては7キロメートル以上離れています。いずれにしても、市町村長会議において確定した選定方法で選定し、その結果についても、既に全市町村長にご説明しています。現時点においては、他市町村へのあらためての説明は考えておりません。ただし、詳細調査の結果については、必要に応じて他市町村も含めて、関係者への説明について、皆さま方と相談しながら検討していきたいと考えています。

資料3 - 3で説明をさせていただきます。1ページおめくりいただいて、今回選定された候補地は、安全性が確保されているとは思えない、市町村長会議で確定した選定手法に沿った選定が行われていないのではないかとということです。環境省としては、市町村長会議で確定した方法に従って、正確かつ確実に選定作業を行い、その結果を詳細調査の候補地という形でお示ししました。この選定作業の結果、示された候補地については、さらに詳細調査を実施するという方法論をこれまで全体の流れとしてお示ししました。

次のページをご覧ください。詳細調査候補地の現地確認についてです。安全性等に関する情報について、文献等により候補地固有の情報を調査するとともに、現地にて既存情報では把握できなかった除外されるべき地形がないかを確認するとされています。環境省が行った現地調査は、これらの確認が十分ではないのではないかと、あるいは、全て詳細調査で確認しようとするのではルール違反ではないかということです。現地確認において、候補地内において、既存情報では把握できなかった排除されるべき地形がないかを確認しており、そのような情報は確認されていないという考え方です。候補地外については現地確認の対象としていません。候補地内の法面については、一部法面の保護工が経年劣化のためはがれ落ちたと考えられる部分がありますが、その状況や対策についてはあらためてしっかりと確認し、どのような対策ができるかという点についても検討していきたいと考えています。

次のページをご覧ください。候補地の東側斜面は崩壊しており、また、県が設置した5カ所の砂防施設が長沼沢にあるにもかかわらず、急傾斜崩壊危険箇所や砂防指定地として除外されていないのは不適切ではないかということです。既存のデータを用いて、候補地そのものについては土砂災害の危険性の高い場所を除外し、候補地の抽出を行っています。このため、候補地周辺等の候補地以外の場所が急傾斜崩壊危険箇所や砂防指定地に該当するか否かについては、詳細調査の候補地の選定時の検討対象とはなっていません。また、ご指摘のあった長沼沢については、県に確認を行ったところ、砂防指定地ではないということでした。

ページをおめくりいただいて、4.です。沈砂池、あるいは水路等の環境保全施設の面積は、処分場として利用可能な面積としてカウントすべきではないのではないというようなご指摘です。平均的な傾斜が15パーセント以下の敷地内の土地ということですが、これは全体の7.9ヘクタールに関しては今日、マスコミの方もご覧のように、斜面があるので全体ということではありませんが、15パーセント以下の土地2.6ヘクタールが確

保できるものと考えています。また、処分場として施設に必要な面積としては2.5ヘクタールと考えております。これについては、管理用の搬入道路、あるいは構内の道路、防災調整池等の環境保全上、必要な施設を含んだ形です。従って、2.6ヘクタールの中でこれらのものが確保できると。水路や沈砂池の機能を含めて必要な面積となるものと考えておりました、確保できるものと考えます。また、大きな法面がありました、切り土法面について、それを削って面積を確保することは想定しておりません。

次のページの5番目です。宮城県が指定した水道水源特定保全地域の指定地に該当しているため、水道水源を汚染する恐れがあるのではないかというご指摘です。水道水源への影響については、水源との近接状況を一つの評価項目として、安心等の観点からの評価を行って優先順位を付けております。安心等の評価項目については、有識者会議において検討いただきましたが、水源との近接状況については、県が指定された保全地域の指定地に該当するか否かではなく、水道用水または農業用水の取水点から候補地までの距離で評価することが妥当との判断でした。この考え方については、第4回市町村長会議でご説明し、ご理解いただきました。

私からは、簡単ですが以上です。

浮島政務官：それでは、これからご出席の3市町村の皆さまからそれぞれ順番にコメントを頂きたいと思っております。そのコメントについて関係者の方からご回答をさせていただきたいと思っております。後ほど意見交換の時間を取っておりますので、大変恐縮でございますけれども、最初のご発言はなるべく簡潔にお願いをさせていただきたいと思っております。

それでは、まず栗原市の佐藤市長さま、よろしくお願いたします。

栗原市長：先日はどうも大変ご苦労さまでございました。今の環境省の基本的な考え方、回答を見させていただいて、怒りさえ覚えるくらい中身が私はひどいと思っております。1点、2点目の両方ともそうですが、あれだけの現場を見られて、あれだけ地滑りを起こしているのを、いろいろなデータから見て、ここは適切であると、安全であるという確証をされたことについて、こういう回答を出されること自体について非常に憤りさえ感じております。しかしながら、現地を見てもらったので、周りの環境はお分かりになったと思うのです。

私といたしましては栗原市が持っておりますデータと今までの調査資料を配りますので、

それを見ていただくということにさせていただきます。その上で、私も当然地質学者でもありませんし、アマチュアです。ただの単なる政治家です。そういう中で、岩手・宮城内陸地震以来、いろいろな学者さんが中に入られております。それも著名な方です。その方々が全員そろって「ここは地滑り地域、危険な箇所である」ということを判定されておられます。それらを踏まえて、有識者会議というメンバーの方とわれわれの学者さんと意見交換してもらえれば分かりやすいと私は思うのです。

幾ら行政間でこういうルールだと決めたからと言われても、私どもは市民に説明するにおいては科学的な根拠を示してほしいと言っているのですが、これだけでは科学的根拠を示されたと私は取っておりません。古いデータでさえ、あんな形になった言い訳のような形で答弁されると、憤りを通り越して言葉が出なくなると。はっきり言って、ものが言えないという感じですが、それは置いておいて、今お配りしましたので、ぜひそれを理解していただいて、あとは私が提案したことを踏まえていただきたいなと考えております。以上です。

浮島政務官：ありがとうございました。

梶原部長：ありがとうございました。貴重な資料を頂きましてありがとうございます。しっかり検討させていただければと思います。

浮島政務官：それでは、続きまして、大和町の浅野町長さま、よろしく願いいたします。

大和町長：先日は大変ありがとうございました。残念ながら、実弾と言っても映像の中でしたけれども、音について皆さんは非常に驚いておられたと思います。音の大きさというのはもちろんそうなのですが、問題はああいった着弾地、ああいう音のするようなものがすぐにそばにあるという現実ですね。その辺を、音だけではなくて、そういった場所が600メートル先にあるのだよということ、その場所だということが大切なポイントになっています。しかもお話ししたとおり、年間300日、米軍は半月ぐらいですけども、自衛隊も含めれば年間300日あの王城寺原を使っておりますし、実射、実弾につきましては200日以上やっているわけですね。米軍だけではなくて、自衛隊の方々もああやって演習をやっておられるということです。皆さん、十分に注意をしてやっておられる

のですけれども、ただ、事故というものが全くないわけではないということで、そのための緩衝緑地帯ということですので、その辺は分かったことを期待したいと思います。

それから、お答えの方の内容になりますけれども、これは前回質問したのとまた同じ質問になってしまうような感じがします。答えが似ていますので、そういうことにはなりませんけれども、まず1ページ目です。今もお話がありましたけれども、本省と国が責任を持ってやっているという話でございましたけれども、これは前も質問しましたが、正式な文書でやり取りをやっているのでしょうか。もしそうであれば、その文書の開示をお願いしたいと思います。それから、防衛省の方でどこが担当されておられて、どこの省の発言といたしますか、回答を得られるかということをお教えしてもらいたいと思います。

それから、防衛省からの回答にもあるのですが、これも前に言いましたけれども、周辺地域の特性に応じて、公園、緑地帯、広場、その他の公共空地、駐車場等の緩衝地帯としての目的を阻害しない範囲での使用が考えられると言っている中で、この施設がそういうふうに環境省では考えられておられるのかどうかということです。

それから、これも防衛の回答ということですが、そういったものを建設する場合には、周辺にお住まいの方々の理解を得ることが大切であると考えているという表現ですが、理解ということなののでしょうか。これは了解ではないかなと思います。周辺にお住まいの方々のというのは大和町の住民全員、さらには移転に協力した住民の方々ということになると思っております。さらに理解を得るようにする。理解を得ることが大切であると言っていますが、誰がどのようにして理解、了解を得るのでしょうか。防衛でやるのでしょうか。行政でやるのでしょうか。その辺を確認させてもらいたいと思います。

それから、2番目ですけれども、これも前にお話ししたところです。これまでのうちの会議で、多くの市町村長会議で議論がなされていたと。有識者会議等で検討すべきであると、そういった手法であるということでお答えがあります。このことではなかなか溝が埋まっていけないのかなと思っています。私はいつも申し上げているとおり、これまでの市町村長会議の経緯は尊重しなければいけないと思っています。そう思っておりますけれども、候補地が選定される以前に協議されてきた内容と選定が現在やられている内容というのは具体的になってきておりますので、新たな課題といたしますかね、そういったものが当然出てきているのだと思ってください。

市町村長会議は1月20日に3候補地が決定された以降、やっていなかったと思っておりますが、その後は5者会談という形での会議です。先ほど佐藤市長さんのお話がありましたけ

れども、県全体としての認識ということを考えれば、市町村長会議で今の状況を分かってもらって、また、新たな課題についていろいろご意見を頂戴しながら、次の段階に進めていくということも大変大事なことだと思っております。副大臣も市町村長会議を大事にしたいということをお話しますので、ぜひ市町村長会議を、新たにといいますか、今まで開催していないわけですから、20日以降、今の現状について市町村長さんにぜひ聞いてもらって、我々の問題としている課題といったものも市町村長さんたちに聞いていただいて、ご意見を頂戴するということがぜひ必要であるべきだと思います。決して白紙にするとか、そういうことではなくて、今あるものをもっと深めていくため、そして、みんなに理解してもらおうということが必要だと思っておりますので、ぜひ私はそのことをお願いしたいと思っております。

それから、3番目、4番目につきましては現場でもお話しさせてもらっておりますので、ここで申し上げることはないわけではないのですが、繰り返しになりますので、ただ、4番目の下原候補の自然度図ですか。これですと、昭和54年度はあそこにまだ人が住んでいましたので、全然現状が違っているなと思っております。

それから、5番目でございますけれども、これも先ほどの繰り返しになりますけれども、決定については市町村長会議で決まったことですので、妥当であろうと思っております。ただ、この方法については水、前々から言っていましたように、水の考え方ですね。農業用水とか、ため池をやるのです。それは大変なことだと思っておりますし、特に飲み水ということがございますので、取水の考え方といいますか、そういったものについて今の考え方では飲んでいる方々は納得できないのではないかと私は思っておりますので、こういったことについても先ほど申しましたけれども市町村長会議等でもう一度考えてもらいたいと思っておりますし、また、地元といいますか、関係する市町村には決定する前にその過程の中でそういったことを積極的に説明する必要があるのではないかと思っております。以上、時間がないですので、短めに申し上げます。

浮島政務官：ありがとうございました。

梶原部長：どうもありがとうございました。まず1点目です。防衛省ですけれども、防衛省の窓口としては、本省の地方協力局の施設管理課が窓口となっていただいて、調整をさせていただいているところです。また、防衛省の回答の中で緩衝地帯としての目的を阻害

しない範囲での使用が考えられるということで、今回の計画で私どもが考えている施設がこれに該当するのかどうかといったようなご指摘がございました。私どもといたしましては、緩衝地帯としての目的そのものは阻害しないのではないかと考えているところです。

そして、どういう形で住民の方々に説明をしていくのかということですが、これにつきましては、政府内では環境省が施設整備の任にあたっているところですので、私どもが住民の方々にご説明をさせていただくことにしたいと思っております。どの範囲でやるかにつきましては、県、また、町ともご相談させていただきながら考えてまいりたいと考えているところです。

2番目の詳細調査候補地選定以降のものにつきましては、新たに具体的にその課題が出てきているので、市町村長会議を再度開催して、市町村長の方々とともに状況を共有するということではいかがかといったようなご指摘です。現時点におきまして、さらなる情報も含めて整理をして、その段階で検討させていただければと思っております。それを開催するかどうか、今後の進め方をどうするかについても検討させていただくのかなと思っている次第です。

3、4の自然の関係につきましては、現地でもいろいろご指摘を賜ったところです。それにつきましても次回にしっかりとした回答をさせていただければと思っているところです。

水源につきましては、飲料水、あるいは各種の農業用水といったような利用が下流でされているところですが、こちらの重要性を私どもも十分に理解をしているつもりです。従いまして、排水のない安全な施設を作るということは当然のことですが、モニタリングを含めて、皆さまのご懸念にしっかりとお答えしていけるような施設と運営を行ってまいりたいと考えているところです。

浮島政務官：続きまして、加美町、猪股町長さま、よろしくお願い申し上げます。

加美町長：相変わらず納得のいく回答は一つもありません。候補地が宙に浮いているわけではありません。また、候補地に砂防施設があるということのはじめからあり得ない話ですから、納得のいく回答では全くないということと肝心なことに対する回答が今回なかった。このことについては後からプレゼンの中でお話したいと思っています。時間もありませんので、特にこの場での質問はございません。

浮島政務官：もしスクリーンをお使いのようでしたら、続けてどうぞ。

加美町長：皆さん、今朝は朝早くから大変ご苦労さまでした。大変足元の悪いところも歩いていただきまして大変恐縮でした。三たびスライドを使って加美町の考え方をお伝えさせていただきたいと思います。

このページは環境省から加美町へのこれまでの回答の一部です。環境省では市町村長会議で確定した宮城県における候補地の選定手法に従って、正確かつ確実に選定作業を行い、その結果として詳細調査の候補地をお示ししています。これは6月9日です。これは、副大臣、間違いないですね。内容は間違いないですね。これは副大臣に聞いているのです。

井上環境副大臣：すみません。資料の具体的な話なものですから。

加美町長：間違いないですね。

井上副大臣：これは間違いないです。

加美町長：間違いないですね。

井上副大臣：はい。

猪股町長：これは引用したのですから。さらに有識者会議や市町村長会議でのご議論を重ねた上で確定した選定方法では、自然災害を考慮して、避けるべき地域として既存のデータのあるエリアを除外することとしております。これも間違いないですね。

梶原部長：すみません。それは確認させていただきたいと思いますが、それでも。

加美町長：栗原に対しても既存データなんていう話をしたので、これは間違いないでしょう。5月21日に加美町が頂いている資料から抜粋しています。加美町は独自に最初に11項目の質問状を出しております。そのときに頂いた回答です。ちょっとご確認ください。

梶原部長：5月21日にご回答した資料にはそういうふうになっております。ただ、その後につながる部分もございまして、具体的には地滑り危険箇所、地滑り地形箇所うんぬんを除外していますが、候補地内に該当する箇所はありませんといったような回答をさせていただいているところです。

加美町長：いずれにしても既存のデータを使ったということは間違いありませんね。

梶原部長：そうですね。

加美町長：エリアを除外するということですね。それに該当するものがあれば。これは間違いがないですね。そうですね。梶原部長。

梶原部長：間違いありません。

加美町長：後段はもちろんありますが。

梶原部長：既存のデータのあるエリアで、どれを使うかということも、どういうデータを使うかということもお示しした形で、こういう形でご返事をさせていただいたところです。

加美町長：分かりました。それは既存データですね。正確かつ確実に作業を行った環境省にお伺いしたいと思っています。選定にあたっては今お示ししたというふうなことがあったのですが、数値地図2万5000の50メートルメッシュ標高データからGISのソフト計算機能を用いて、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアのデータを使いましたね。

梶原部長：正確な話を確認しておりますけれども、そうだと思います。

加美町長：これは環境省が作った資料に書いてあるのですから。数値地図2万5000の50メートルメッシュ標高データからGISのソフト計算機能を用いて、勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアのデータです。一覧表にもありますよね。様々な使ったデータ

が。それにもありますよね。間違いありません。

梶原部長：すみません。ちょっと確認して。

加美町長：今、確認してください。

事務局：時間の関係もありますので。

加美町長：いや、すぐに見つかる。皆さんがお作りになったものですから、分からないはずがないのです。

梶原部長：勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアを選定するときに、今おっしゃられた国土交通省の2万5000の数値地図の50メートルメッシュ標高データからGISソフトの計算機能を用いて算出していると。

加美町長：そうですね。間違いありませんね。間違いありません。梶原部長。

梶原部長：はい。

加美町長：間違いありません。

お尋ねしたいのですが、どこであれ、そのエリアに該当していれば、これは当然除外ということですよ。この基準に該当していれば、その候補地は除外ということですよ。もともと候補地にならないということですよ。

梶原部長：すみません。今のお話については、そういったデータを使うということであるのですけれども、基本的にそういう全国のデータはやりますが、今回の地域については逆にもう一つ災害に今回の震災対策に使える土地という形で提示があったものについては、その地域のデータを使ってやっているということもあります。

加美町長：まず共通のデータを使うということが大前提ではないのですか。

梶原部長：もちろんそうです。

加美町長：そうですね。共通のデータが大前提ですよね。であれば、共通のデータで該当するエリアがあれば、基本的にこれは除外ということですよ。副大臣、違いますか。

梶原部長：基本的な考え方としてはそのとおりです。ただ、併せて国有地というものが、例えば国有林野とか、そういったようなものに限らなくて、広い土地として、広いいろいろな種類の国有地が使えるかどうかということを確認しながらデータを進めておりますので、そのときに例えば今回の田代岳の既開発地域について使える土地として頂いて、それを選定対象の一つに加えて現地確認を行い、進めているということでもあります。

加美町長：全く市町村長会議のときと話が違いますね。そういう話は一切われわれは聞いてません。

それでは、ここで国から4月18日に示されたデータをお見せします。これが国から示されたデータです。これは間違いですね。間違いありません。

梶原部長：はい。

加美町長：間違いありませんね。

梶原部長：はい。

加美町長：大丈夫ですね。私たちはこのデータを見て、実は不自然に思ったのです。このメッシュが候補地のところで切れているのです。副大臣、政務官も、これはそうですね。こここのところで切れています。われわれはこれを大変不思議に思いました。そこで、データを解析してみました。まず候補地を切り取って移動しました。これが切り取った候補地7.9ヘクタールです。

次にこれは5月26日の5者会談の際に頂いたCDのデータです。これは間違いありません。このメッシュは。

梶原部長：間違いありません。

猪股町長：C Dで頂いた、これは間違いありませんね。C Dで頂いたデータですね。これは勾配30度以上の数値です。

4月18日に提供された左のデータ、そして、26日にC Dで頂いたデータを並べてみますと、やはり不自然なことに気づきます。お分かりになりますか。不自然な点に気づきます。7.9ヘクタールの候補地を赤枠だけにして右側の図面に戻してみますと、このメッシュがわかりますか。明らかに勾配30度以上の傾斜地に該当するエリアが含まれていることがわかります。このデータは、候補地を赤で塗りつぶして、この傾斜30度以上の勾配が見えないようにしてあるのです。明らかです。これは偽造ではないですか。

次に環境省が2.6取れると言った鶴の首のような2.6ヘクタールをこの地図上に移動しますと、その中でも勾配30度以上の傾斜地が含まれる。これはデータの偽造です。赤く塗りつぶして分からないようにして、とんでもない不正ですよ、これは。こんなことをしてまで田代岳を候補地にしようとする理由は何ですか。

副大臣、これを見て、どう思いますか。いいです、いいです。解析して初めて分かりました。いいです。今、回答を見せなくていいです。こういうことがなされているのです。選定過程で。知事、解析して初めてわかった、これが隠されているというのが。とんでもない。全くのルール違反です。

村井知事：私は思ったのだけど、今日見てきて、入っているところは平場のところで。

加美町長：知事、ですから、何度も何度もわれわれの質問に対して共通のデータを使って、共通のデータを使ってということをずっと言い続けてきたのです。

村井知事：町長の言っている方が論理矛盾していると私は思うけどな。

浮島政務官：すみません。時間も限られてありますので。

加美町長：次に行きます。それでは、これまでの回答に行きたいと思います。

4月15日、環境省と電話でやり取りしました。15度のなだらかな2.5ヘクタール以上の土地の要件を田代岳は満たしていません。環境省から財務局への照会で選定した他の2カ所とは違う選定でした。

12日、田代岳については、災害復興のために、利用可能な国有財産として東北財務局から情報提供を受けた国有地であると。

5日、候補地は災害復興のため、利用可能な国有財産として東北財務局から提供を受けた国有地であると繰り返します。

9日、候補地は災害復興のため、利用可能な国有財産である国有地であると。ここで東北財務局からという名前が抜けています。

前回にお聞きしました。加美町は東北財務局管財部管財総括第一課に確認しました。加美町には災害復興のための利用可能な国有財産はないと回答を頂いています。誰がどの法律に基づいて、災害復興のために利用可能な国有財産というのをお決めになったのでしょうか。加美町にはないとはっきり言われました。

第2に、3度にわたって財務局の情報提供があると言っていたにも関わらず、このときには財務局からという言葉が抜けております。これについてもお聞きしたいと思います。

浮島政務官：なるべく簡潔におまとめいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

加美町長：そして、2.5以上が取れないと認めつつ、他の2カ所とは違うと、これもまた不思議な話です。

簡潔に言います。こういった今日も説明しました絶滅危惧種の繁殖地、狩場にもなっています。そういったことを簡単な調査で、さらに詳細調査の評価に影響するものではありません。とてもこれは環境省の取るべき態度とは思えません。実際に確認されています。絶滅危惧種ですから、田代岳は明らかな候補地除外地です。私は選定過程の中で不正があったと、正しい情報がわれわれに伝えられていなかったと、市町村長会議の話し合いでのルールを無視した形で選ばれていると思います。

環境省の職員の皆さんは一生懸命に働いておられて、大変誠実な方だと私は思っています。しかし、こういうことを命じてはいけません。うちの職員も一生懸命にこういう資料を作るために努力しています。たくさんの時間をかけてやっています。私は誇りに思って

います。正々堂々としましょう。こういうルール違反で候補地が選ばれることを私は認めることはできません。白紙撤回以外にありません。詳細調査を受け入れるわけにはいきません。以上です。

梶原部長：幾つかのご指摘を受けているところです。まず第1点目の傾斜地の情報につきましては、全体の箇所につきましては、東北財務局の方からリストとしてこういう地域があるということをご頂戴して、その中で実際に2.5ヘクタールが取れるのかどうかといったような調査を現地確認でやらせていただき、そして、実際に2.6ヘクタールが取れるということを確認して、候補地にしたものです。その点につきましては基本的に共通したデータを使うということですが、本件については新たな候補地のリストとして、使える国有財産としてはリストの提供があったものですから、それについて現地を確認をして行われたものです。

例えば傾斜の問題につきましては統一的なデータを使って、スクリーニング調査をいたしますけれども、そのスクリーニング調査の結果は、そういった50メートルメッシュでやりますので、実際にえぐれとか、そういったものがあるのかどうかというものも含めて、現地調査をいたします。従いまして、現地調査をすることによって実際の現地の状況を確認しておりますので、そういう選び方をするというところで、現地確認で調べるということについても市町村長会議で選定の方法としてご提示しているところです。

また、先ほどサシバとか、オオタカとか、クマタカという話がございました。私どもとしても、現在営巣木の巣を作るようなところが4キロメートル以上離れたところにあるということと活動範囲としてこの辺りを飛んでいるということも承知をしているところです。実際の動植物調査につきましては、詳細調査の中身という形でこれまでご説明したところではないのですが、候補地になった場合についてはそういったような調査もさせていただくということも申し上げてきたところです。従いまして、今回詳細調査をさせていただくということができれば、そのときに合わせて選考になりますけれども、そういった動植物調査も既存の文献調査、あるいは専門家へのヒアリングというのが中心になるわけですが、させていただければと思っているところです。

浮島政務官：その他に、佐藤市長さま、浅野町長さまの方からご意見がございましたら、どうぞ。

栗原市長：残された時間が10分しかありませんので、加美町だけが一人で大きく声を出されている。私どもは先ほど回答しましたので、前へ進めるようにしていただきたい。

浮島政務官：ありがとうございます。浅野町長さま、よろしいでしょうか。

たくさんのご意見いただきまして、本当にありがとうございます。本日環境省からのご回答に対して、各市町長の皆さまから前回のことに関してのご意見をいただきましたが、本日ご回答させていただいた中でも十分でないところもございますので、今回の頂いたご意見につきましては、また検討させていただいて、あらためて回答させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

次に、議題3の「その他」に移らせていただきたいと思っております。知事の方から何かございますでしょうか。

加美町長：今の回答は、私の質問に全く答えていません。今見ていただいたように、明らかにデータの不正加工もあります。実は、こうでしたという質問は全く受けていません。赤で塗りつぶされて、データが見えないように隠されて、そしてわれわれに示されている。一切既存データには該当しないという話をずっとされています。ですから、これは明らかに不正なデータの加工、私はこれは偽造と言ってもよろしいと思っております。梶原部長、文書で書いてください。

梶原部長：先ほど政務官の方からお話ございましたが、今回頂いたご指摘、さらには今回現地視察で、各市長・町長からいろいろなご意見を賜っています。それに対して、環境省の考え方についても、次回お示しできるようにしたいと考えております。

浮島政務官：それでは知事、よろしくお願いいいたします。

村井知事：いろいろ意見が出ていましたが、かなりそれぞれの議論が煮詰まってきたという感じがしております。とはいえ、それぞれの首長さんからいろいろなご意見が出ておりますので、できましたら、ぜひ今出たご意見についての回答を早急に準備していただきまして、早いうちに次回の会議をぜひ行っていただきたいと思っております。ぜひよろしくお願いい

申し上げます。

浮島政務官：ご回答に対しましては、早急にさせていただきたいと思います。

村井知事：みんな本当に忙しいのですよ。大臣、副大臣、政務官も国会で忙しいと思いますし、われわれも議会が始まりますと忙しいので、事務方で日程調整は大変なので、できれば早く日程調整をしていただければ大変ありがたいと思います。

加美町長：政務官、実はこれまでも、われわれ十分な分析をする時間がありませんでした。前もそうでしたが月曜日に会議、そして届くのは金曜日、あるいは木曜日。いつもわれわれは土日を挟んで回答を検証する、分析する時間がないまま、とにかく先へ先へと。私は、この進め方は、おかしいと思います。まず、漏れなく、疑問に対するきちんとした回答をください。それをじっくりわれわれも見させてもらいます。そうでないと、今回の会合も前と全く同じですよ。ですから今、日程調整は、できません。回答を見てから考えさせてもらいます。

村井知事：私は第三者の客観的な立場で、当然首長寄りですが中立の立場で現地を見てきましたが、町長のおっしゃることもよく分かりますが、決してデータの改ざんではなくて、新たに、あの場所でどこかを削ってということになったときには、町長のおっしゃったことが通ると思いますが、現在既に平場としてある場所ですので、その場所をそのまま活用してということであれば、私は決して環境省がデータを改ざんしたということにはならないのではないかと思います。恐らく誰に聞いても、一般的な考え方として、現地を見ていただいて、今町長のお話を聞いたら、決して、そんなに間違えたことを言っていないと言おうと思います。この問題だけで納得する答えを出せと言われても、恐らく環境省としては、これ以上深掘して説明のしようがないと私は思います。ですから、そうであったとしても、少しでも納得していただく回答を出していただくことを私もお願いしたいと思います。いつまでも納得する回答が来るまで次の会議を開かなということになると、もしかすると、この会議は二度と開けないことになるかもしれませんので、まず日程だけはある程度詰めた上で、次またお話が出れば、そこで新たな解決策を考えていくという形にしていかなければ、私は、この会議をやる意味がないと思っていますので、ぜひ日程だけでも取りあえ

ず決めていただくことが大切ではないかと思えます。その上で、環境省としては、少しでも加美町長さんが納得するような分かりやすい回答が得られるように努力していただきたいと思えます。

井上副大臣：ありがとうございました。

まず1点は、おかげさまで大変ご協力いただきまして、現地視察をさせていただきました。現地視察を受けた私どもの考え方というものは、2回目の場合も、今朝数時間前だったものですから、物理的にこの会談ではお示しすることができなかった。ですから、次回会合をぜひ開かせていただいて、その場で説明させていただきたい。そのためにも、次回会合をなるべく早く開かせていただきたいということです。

もう1点は、今日ご指摘いただいたことについて、回答が十分でなかったということです。確かに、今日この場で言われたご指摘ですので、ちょっと不十分だったかもしれませんが。ですから、それについても責任ある回答をしたい。そのためにも、ぜひ次回を開かせていただきたいと思えます。ただし、環境省が偽造をしたと。穏当な表現ではありませんので、そこは見解の違いはあるかもしれませんが、決して偽造はしていないということは申し上げておきたいと思えます。いずれにせよ、知事がおっしゃるように、あるいは佐藤市長からも、とにかく前へ進めるようにというお話もございました。それぞれお忙しい方ばかりでありますから、私からも、ぜひこの場で次回の日程を調整させていただければありがたいと思えます。

加美町長：この場では、できません。

浮島政務官：それでは、なるべくできましたら、日程調整させていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

加美町長：この場では、できません。まず、きちんとした文書で回答をください。

村井知事：それだと、自分が期待した答え以外は、この会議を開かないと意思表示しているのと同じですよ。

加美町長：今、答えていないこともたくさんありました。

村井知事：どういうことですか。大体答えていると思いますけれども。

浮島政務官：今日頂いたご指摘に対しまして、回答が不十分なところは早急にペーパーで送らせていただきたいと思います。

村井知事：納得した回答が来ない限り、次の会議を開かないと。自分の考え方の合った回答、つまり加美は不適だという回答以外は駄目だということだと思いますけれど。

加美町長：私の言っているはルールですよ。市町村長会議で決めたルールが守られていないということを言っているのです。

村井知事：私は間違っていないと思いますよ。知事としてずっと参加していますが、ルール違反していると到底思えないです。もちろん、おっしゃったように、例えば地盤が弱いとか崩落しているというのは、あの場で分からなかったのですが、データを改ざんしたということは違うと私は思います。今日見てきて、間違いなく平場があるわけですから、新たにあそこをさらに削ってやるのならおかしいと思いますが、あの場所をそのまま使っているのであれば、私は決して無理な話をしているとは、とても思えないのです。ですから詳細調査をまず行った上で、加美町長がさらにもっと詳細を主張されることの方が私は重要だと思います。これでこの会議は止まってしまい二度とできなくなると思います。

井上副大臣：やはり、偽造とか改ざんが仮に本当に行われていたとすれば、それは本当に大きなことだと思います。国の信頼性に大きく関わることですから。町長が確信を持って今日主張されたと思いますから、そこについては、われわれ責任ある回答をさせていただく機会を設けてもらいたいのです。

加美町長：まず文書で回答してください。その回答の内容を検証してから会談に臨みます。

村井知事：町長が、「この回答では納得できないから、会合は開けない」だと、仕方ないか

ら、この会議を開けないことを前提に次のステップを考えることとなりますよ。それでもいいですね、町長。

加美町長：私が言っているのは、まず書面で出していただきたいと。それを町がきちんと検証させていただいてから、それから次の会談に移りますということです。

村井知事：ですから書面で出すのはいいのです。ただ、今の場合は、自分が納得できる回答でないと、いつまでたってもこの会議を開かないという意思表示でしょう。

加美町長：国の回答次第です。

村井知事：回答次第だから、回答が納得できないなら、この会議は開かないということですね。町長、勘違いされては困ると思うのですが、詳細調査も処分場を造るのも、決して県や市や町の承認がなければできない事業ではないのです。国の土地に、国のお金で、国の責任でやると言っているわけです。ですから、法的には、われわれが止めさせることはできないのです。裁判を起こしても勝てないです。それを国ができるだけ紳士的に皆さんの意見を聞きながら積み上げていき、少しでも納得できるようにということで努力しているわけです。そこで、「俺の考え方は絶対だ。それ以外の考え方は受け入れられない」ということであつたら、多分、この会は開けなくなると思いますよ。

加美町長：私は、そう言っているのではないのです。市町村長会議で決めたルールをきちんと守ってくださいと。守った上での選定ならば、それは受け入れざるを得ないでしょう。しかし、そうではないということを私は再三申し上げています。今日もそのことを申し上げました。ですから、そこが肝心なのですよ。みんなで決めたことですから、それはお互いに責任があるのです。それを途中からルールを曲げて選定して詳細調査と。これはとても受け入れることはありません。そのことを言っています。

村井知事：それは栗原も大和も同じことなのです。自分たちも、この基準に合っていないとずっと言っているのです。でも詳細調査は受け入れると言ってくれているわけです。みんな同じことを言っているのです。

加美町長：違います。既存データに基づいて、われわれのところは除外対象だと私は言っているのです。

村井知事：私が見て、決してルール違反をしている、データをねつ造したというようには見えません。実際に平場がありますから。面積をちゃんと測って、それこそ面積が合わないというのだったら、平場の面積が基準に合っているかどうかということの詳細に調査してもらいましょう。それをやらずして、こういう主張をされると、多分この会議は二度と開けなくなると思いますよ。ここまで努力してきて、現地まで視察して。

加美町長：やるならば、なぜそういう説明になるのか。

村井知事：町長が納得しなければ前へ進めないということになりますよ。次の会議を決めて、それで中でまた納得できなければ、もう一回やるというなら分かりますけれども、ここで「俺が納得できなければ」というのだったら、前へ進めなくなってしまうのではないかという気がします。

加美町長：出ないとは言っていないよ。知事、明らかに勾配30度以上のメッシュが見えないように赤く塗りつぶされているのですよ。そのことに対する説明は。

村井知事：平場だからでしょう。

加美町長：いや、違います。あれは2001年の全国共通のデータなのです。現状は別として、その共通のデータに基づいて選定しますと国は言っているのですよ。

浮島政務官：今日頂いたご指摘に対しましては、環境省といたしまして、しっかり責任を持ってご回答させていただきます。

加美町長：それが最初です。

浮島政務官：日程の方は、どうさせていただいたらよろしいでしょうか。

加美町長：それが最初です。

井上副大臣：ここで、その論点について議論するのも、なかなか吊るし合いになってしまいますので、できれば、次の機会に速やかに回答させてもらいたいと思っています。以前、町長の方から会議の前に文書を出してほしい、確認をしたいというお話で、私ども対応してまいりました。しかし、それは会議の前にとということであって、そのことによって文書を見てから会議開催の日程調整をするという趣旨ではなかったと理解しています。ですから、知事がおっしゃるように、まず会議の開催を確定させていただいた上で、文書で回答しますから、それでご了解いただけないですか。

加美町長：まず文書を出してください。それが順番だと思います。

村井知事：例えば文書を出して、何日間時間をおいたら、やると言ってくださいよ。文書を出したら何日以内には必ず開催しますと言ってください。そうしたら、そうしますから。

加美町長：まず回答を出してください。

村井知事：回答を出さないと全く日程を決めないということでしょう、やらないかもしれないということでしょう。

加美町長：そんなことは言っていませんよ。

村井知事：そのように聞こえますよ。まず出してください。出してから内容を見て、納得いくなら。

加美町長：市町村長会議も、その場で資料が渡されて、概要版の説明を受けて、われわれは、そもそも最初の第1回から理解できませんよ。ですから、国の姿勢として、きちんと事前に資料は出す、回答は出す。そして、われわれがそのことをきちんと勉強するなり、

検証するなり、そして次の回へ臨む。そういうスタンスで進めるのが当然ではないですか。これは知事が言うように、35市町村全てに関わることです。どこにできても風評被害は必ず起こります。3年後に全域被害が起きますよ。ようやく上がってきたのが、さまざまな影響が出ます。そして次の世代にも、長い時間にわたって影響が出る。こういう問題ですよ。これを拙速に進めるべきではない。お互いに、きちんとしたやりとりをしながらやらないと、ますます不信感が募ります。とても町民の理解が得られるとは思いません。今日皆さんご覧になったとおり、町民は大変怒っています。拙速な進め方をしていただきたいくない。

浮島政務官：環境省も、何度も申し上げておりますが、しっかりと回答をさせていただきたいと思いますので、今知事さんがおっしゃいましたように、回答を出させていただいてから何日後ぐらいに次の会談を開かせていただけるか、ご協議を頂ければと思います。何日後ぐらいに会談を開いていただけますでしょうか。

加美町長：それは回答次第ですよ。少なくとも1週間は必要でしょう。

浮島政務官：それは回答を受け取った後で1週間ということではよろしいでしょうか。

加美町長：いつもそうですよ。いつも木曜とか金曜日によこして、月曜日に会議ということですから、そんなことは駄目ですよ。丸々1週間以上。

浮島政務官：すみません、お聞き願いますでしょうか。回答を出させていただいてから1週間ということで、よろしいでしょうか。

加美町長：1週間以上ということで、最低1週間ということですから。それでいいです。

村井知事：正直申し上げます、それぞれ3人の首長さんのおっしゃっている主張、私、なるほどなと思う部分が多々ございます。今の面積要件についても、誤解を与えるような表現であったかもしれないと思います。その点については反省しなければいけないと思いますし、私も県として、それにしっかりチェックを入れなかったことについては、加美町の皆

さんに申し訳ない、おわびしなければいけないと思いますが、残りの32の首長さんからは、早くしてくれと、指定廃棄物が置いてあるということで、大変厳しいお叱りを受けておられます。私どもはまた、早く処理をしなければいけないという大きな課題を抱えておりますので、その辺をどうすればいいかということもよく考えながら、次のステップ、検討しながら回答を作っていたきたいと思います。

加美町長：100トン以上の廃棄物を所有している自治体は、どれくらいあるか分かりますか。

浮島政務官：それでは時間になりましたので、最後に、副大臣から、ご挨拶をさせていただきたいと思います。

栗原市長：日程決めなさいよ。これでは前へ進めない。ルールどおりやってきたのだから、ルールどおり決めてください。

浮島政務官：それでは、日程調整を進めていただいて、よろしいでしょうか。

加美町長：市長、ルールどおりではないですよ。

栗原市長：回答をちゃんともらえるのでしょうか。私ども3市町そろっていこうということで決めているのですよ。

浮島政務官：浅野町長もご意見はどうでしょうか。

大和町長：やるべきだと思います。今1週間というお話でしたので、回答をもらってから1週間、10日と。

加美町長：後から事務方で調整してみます。

井上副大臣：皆さん決めた方がいいというご意見ですから、ぜひご協力いただけないでし

ようか。

加美町長：今、日程を持ってきていませんから。

栗原市長：われわれも、次から次と質問して、回答をもらって、説明しなければ。当然のことですから、早く前へ進めてもらいたい。回答をまだもらっていない部分もあります。だからぜひ前へ進むためには、日程を、きちんと段取り組むから。

加美町長：まず文書で回答をくださいよ。出ないと言っているのではないですから。

井上副大臣：恐らく皆さんご意見一緒ですから、あとは町長さん、そこは皆さんにご協力してもらえませんか。それぞれ意見の違いはあると思いますが、そこは乗り越えていかないと前へ進まないということになってしまいますので。

村井知事：恐らく詳細調査をしないと、今出した回答と大きく変えるような回答は出せないと思うのですよ。ですから、そんなに時間がかからずに回答文書を作れるのでしょうか。

井上副大臣：それに何日ぐらい。

村井知事：何日ぐらいで出せるか。それプラス1週間で考えればいいではないですか。

加美町長：これまで第1回、第2回の中でも回答されていないものもありますからね。

井上副大臣：今週中に出して、来週中に1回、会合を開いて。

村井知事：今週中に出して、来週末ぐらいではどうですか。土日でもいいですよ。

加美町長：それは日程調整してください。

栗原市長：今月は6月、来月は7月です。もたもたしていると、どちらも雪が降って測れ

なくなる。何もできなくなる。すると、また1年延びる。これは大変な問題なのですよ。いろいろな形でいいですから結論を早く出すべきだと思いますよ。

浮島政務官：それでは今週中にしっかりと回答を出させていただいて、また来週ということで、来週の日程を決めさせていただきます。

村井知事：今週中に出して、プラス1週間で決めるということで、なるべく早く出してください。そんなに、文書も、私が見ていて、環境省として新たなものを出せるような状況ではないと思いますよ。それほど時間をかけずに出せるでしょう。数日で出してください。まず来週中の加美町の日程を出してもらって、それになるべく合わせるようにしますので。

井上副大臣：何とか調整します。

村井知事：はい、お願いします。来週中ということで。

浮島政務官：はい。それでは今週中に回答を出させていただきますして、来週中に第4回の会談を開かせていただくという方向で、よろしく願い申し上げます。

それでは、本日はたくさんのご意見を頂き、ありがとうございました。

村井知事：どうもありがとうございました。加美町長さんに何かいろいろ失礼なことを言って申し訳ございませんでした。私も残り32人の首長さんが後ろに控えているものですから、時間的な制約もあって、厳しいことを言ってしまいましたけれども、町民を代表して、今日は反対の方がおられますけれども、町長として本当に苦渋の対応をされているのだということはよく分かっているので、そういうことを分かりながら、ああいうことを言ったわけです。必ず力を合わせて、いい形にしていきたいと思っておりますので、とにかく本当に3人の首長さんは大変ですので、その痛みはよく理解して、誠意を持った対応を心掛けていただきたいと思います。

浮島政務官：それでは、本日の会談を終了させていただきたいと思えます。本当にありがとうございました。